

議会運営委員会 R 4 . 1 1 . 2 2 (火)

開 会 9 : 5 9
散 会 1 0 : 0 5

1. 佐賀県議会議員の期末手当について

(1) 佐賀県議会議員の期末手当について

- 理事会における協議の結果、資料1～1-2の条例案を提出に賛同する議員（自由民主党、県民ネットワーク、自民党・鄙の会）が提出者となり、提出されることが報告された。

(2) 議員報酬等の一部改正条例（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、本日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

2. 意見書案・決議案の調整状況について

- 調整者の定松一生委員から、資料2のとおり意見書案1件及び決議案2件が報告された。

3. 議事等について

(1) 追加議案（甲第52号議案）に対する質疑について

- 昨日の午後3時までに質疑の通告はあっていないため、質疑はなしと確認された。

(2) 追加議案（甲第52号議案）の修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

(3) 議案等の討論者名等について

- 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は次のとおり討論及び提出者説明を行うと報告され、その旨確認された。

番号	件名	提出者の説明	反対討論	賛成討論
乙第 70号	令和3年度歳入歳出決算の認定について		武藤明美議員 (日本共産党)	
決第 3号	旧統一協会（世界平和統一家庭連合）と政治家の関係をたずねることを求める決議（案）	井上祐輔議員 (日本共産党)		

○ 討論の順序について

- ・ 日本共産党の武藤明美議員が、乙第70号議案について、反対討論を行い、日本共産党の井上祐輔議員が、決第3号決議案について、提出者説明を行うことが確認された。

4. 本日（11月22日）の会議の順序について

- 事務局から、資料3～3-2のとおり説明された。

5. 閉会中の継続審査について

- 議会運営委員会の所管事項のうち
 - 1. 議会の運営に関する件
 - 1. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
 - 1. 議長の諮問に関する件以上3件について、諸般の検討を要するため、閉会中の継続審査としたい旨、議長に申し出ることが申し合わされた。

6. その他

- 本日の本会議の開議時刻は、11月21日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

7. 執行部発言の有(無)

議第2号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和4年11月 日提出

提出者 別紙

令和4年11月定例会意見書・決議（案）一覧

（令和4年11月22日）

<意見書（案）>

提出会派	件名	備考
日本共産党	意第13号 健康保険証廃止に慎重な対応を求める意見書 （案）	

<決議（案）>

提出会派	件名	備考
全議員	決第2号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議 （案）	
日本共産党	決第3号 旧統一協会（世界平和統一家庭連合）と政治家の 関係をただすことを求める決議（案）	

本日（11月22日）の会議の順序（案）

1 開 議

2 質疑

- ・甲第52号議案 令和4年度一般会計補正予算（第6号）

3 委員会付託

4 議案関係

（討論及び採決）

- （1）乙第70号 令和3年度歳入歳出決算の認定について

…………… 1件

（採決のみ）

- （2）甲第47号～甲第51号

…………… 5件一括

- （3）甲第52号

…………… 1件

- （4）乙第72号～乙第90号

…………… 19件一括

- （5）乙第91号 教育委員会委員の任命について

…………… 1件

- （6）乙第92号 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命について

…………… 1件

- （7）乙第93号 土地利用審査会委員の任命について

…………… 1件

- （8）乙第71号 令和3年度工業用水道事業決算の認定について

…………… 1件

(上程及び採決)

- (9) 議第 2号 県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の
一部改正 1件

5 意見書案関係

(上程及び採決)

- (1) 意第 13号 健康保険証廃止に慎重な対応を求める意見書 (案)
..... 1件

6 決議案関係

(上程及び採決)

- (1) 決第 2号 北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議 (案)
..... 1件

(提出者説明及び採決)

- (2) 決第 3号 旧統一協会 (世界平和統一家庭連合) と政治家の
関係をただすことを求める決議 (案)
..... 1件

7 継続審査事件

8 閉 会